告 示

埼玉県告示第五百三十九号

を 改正する告示を -加都市 画事業八 次 \mathcal{O} ように定め 潮 南部西 る。 体型特定 土 地 区 画 整理 事業保 留 地 処 分 規 程 \mathcal{O}

成三十年五 月十 _ 日

埼 玉 知 上 田 清

草 加 市 計 画 事業 八 潮 南 部 西 体型特· 定土地 区 画 整 理事業保 留 地 処分規 程 \mathcal{O}

部 を改 正する告示

草 加 都市 計 画事 業 八 潮南 部西 __ 体 型特定 土 地 区 画整理事業保 留 地 処 分規程 平成

年埼玉 八条第 項 中 示 第 「第 八 百三号 兀 条第一 項」 \mathcal{O} _ 部を次 を 「第 兀 \mathcal{O} 条」 よう に、 に改 正す 予 رِ چ و 約 金 を 契 約 保 証

県

告

に 改 める。 金

す前 第 に第二十一 十四条第二項 条 第 中 _ 「とき」 項 の規定により \mathcal{O} 下 に 契約を 又 は 解除 契約 代 L たとき」 金を受領 を 加 当該 える 保 留 地 を 引 き

七条第 一項中 「様 式第六号」 の 下 に 、「又は様な 式 第六号 **の**二 を加える。

八 条の見出しを「 (契約 保証 金) _ に 改め 同条第一 項、 第二項、 第三項及

び 五. 項 中 「予約金」 を 「契約 保証 金 に 改 め、 同 条に 次 \mathcal{O} _ 項を加 える。

6 属 次条 前条第 する \mathcal{O} 期 間 _ 項 内 0 に 同条に規定す 規定により県と契約を締結 る金 一額を納 入 しな) た 者 1 ときは、 以 下 「契約者」 契約保証 とい 金は . う。 県に 帰 が

V 九 条 中 を 第十七 「契約 者」 条第 に、 項 \mathcal{O} 予 規 定 約 に 金 ょ ŋ を 県と契約を 「契約保証 締結 金 L た 者 改 8 る 以 下 契約 者

第二十 る金額を納入 条 第一 しない 項第 一号 ときその 中 他 契約 者 を加える が \mathcal{O} 下 12 第十 九条 \mathcal{O} 期 間 内 同 条 に 規 定

式第 _ 号 か 5 様式 第三号までを 次 いのよう ĺ 改 \Diamond る

保留地入札参加申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

T 住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称)

電話番号

下記の保留地の処分の入札に参加したいので、草加都市計画事業八潮南部西一体型 特定土地区画整理事業保留地処分規程第3条の規定により申し込みます。

記

| 保 | 留 | 地 | 番 | 号 | 街 | 区 | 番 | 号 | 阃 | 地 | 番 | 号 | 地 | 積 |
|----|-----|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| | | | | | | | | | | | | | | m² |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 申 | 込 | 理 | E | 由 | | | | | | | | | | |
| (利 | 钊 屏 | 目 | 的 | j) | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

保留地抽選参加申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒 住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称)

電話番号

下記の保留地の処分の抽選に参加したいので、草加都市計画事業八潮南部西一体型 特定土地区画整理事業保留地処分規程第11条の規定により申し込みます。

記

| 保 | 留 | 地 | 番 | 号 | 街 | 区 | 番 | 号 | 画 | 地 | 番 | 号 | 地 | 積 |
|----|----|---|---|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | m^2 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 申 | 込 | Ŧ | 里 | 由 | | | | | | | | | | |
| (利 | 利用 | 目 | 的 | 5) | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

保留地買受け申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒 住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

フリガナ 氏 名(法人にあっては、名称)

1

電話番号

下記のとおり保留地を買い受けたいので、草加都市計画事業八潮南部西一体型特定 土地区画整理事業保留地処分規程第15条第2項の規定により申し込みます。

記

| 保 | 留 | 地 | 番 | 号 | 街 | 区 | 番 | 号 | 画 | 地 | 番 | 号 | 地 | 積 |
|----|-----|-----|----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| | | | | | | | | | | | | | | m² |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 申 | 込 | | 理 | 由 | | | | | | | | | | |
| (禾 | 钊 月 |] [| 自的 | J) | | | | | | | | | | |

慦

寀

齢に

改める。

「些쨇宛昭甚」を「対存宛昭甚」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。 様式第六号中「予約金」を「契約保証金」に、「乙の責に」を「乙の責めに」に、

保留地売買契約書

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行者埼玉県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、保留地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

(4) 地

- 第1条 甲は、次に掲げる保留地(以下「本件保留地」という。)を乙に売り渡し、乙 は、これを買い受けるものとする。
 - (1) 保留地番号

(2) 街区番号 街区

(3) 画 地 番 号 画地

(契約代金)

第2条 本件保留地の契約代金は、金

円

(1平方メートル当たり

円)とする。

(契約代金等の支払)

- 第3条 乙は、金 円を 年 月 日までに甲が指定する方法で納付 しなければならない。
- 2 乙が契約保証金として納付した金 円は、前条の契約代金に充当する。 (違約金の徴収)

m²

第4条 乙は、前条第1項に定める期限までに、同項に規定する額を納入しなかったときは、遅延日数に応じ、第2条の契約代金に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(保留地の使用)

- 第5条 甲は、売買代金を受領したときは、遅滞なく本件保留地を乙に引き渡すものと する。
- 2 乙は、前項の規定により本件保留地の引渡しを受けたときは、本件保留地を使用し、 又は収益することができる。

(契約書の更正)

第6条 本件保留地について出来形確認測量により地積の増減があったときは、その地積の増減に応じ第2条の単価により算出した金額をもって清算し、本契約書の更正(地積及び契約代金に係る部分に限る。)をするものとする。ただし、その地積の増減が1平方メートル以下である場合は、清算は行わない。

(瑕疵担保責任)

第7条 本件保留地は草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会の同意を得た「付け保留地」であるため、隠れた瑕疵がある場合であっても甲はその責めを負わないものとする。

(所有権移転の時期)

第8条 保留地の所有権移転の時期は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103 条第4項に規定する換地処分の公告の日(以下この条において「換地処分の公告の日」 という。)以前に契約代金が完納されたものについては、換地処分の公告の日の翌日 とする。ただし、契約代金が完納されていないものについては、契約代金が完納された日の翌日とする。

(所有権移転の登記)

- 第9条 本件保留地の所有権移転の登記は、契約代金が完納され、かつ、土地区画整理 法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後、甲が所轄法務局に 嘱託して行うものとする。
- 2 前項の場合において、登記に要する費用は、乙の負担とする。 (契約の解除)
- 第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除できるものとする。 この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものと する。
 - (1) 乙が草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程 (平成18年埼玉県告示第803号) の規定又はこの契約の条項に違反したとき。
 - (2) 乙から契約を解除したい旨の申出があったとき。
 - (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員 又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号に おいて同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法 律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であ ると認められるとき。
- ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると き。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい ると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められるとき。

(契約解除に伴う原状の回復)

- 第11条 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、速やかに自己の費用で本件 保留地を原状に回復して返還しなければならない。
- 2 乙が原状回復を行わない場合には、甲は乙に代わり、本件保留地を原状に回復することができるものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 3 乙の責めに帰すべき事由以外の事由により契約を解除する場合においては、前2項 の規定は適用しない。

(契約代金の還付)

- 第12条 甲は、第10条の規定により契約の解除があり、前条第1項の規定による本件保留地の返還があったときは、乙に対し契約代金から契約保証金を差し引いた額を還付するものとする。
- 2 甲は前項の規定により還付するに当たり、前条第2項の規定により乙が負担する費用があるときは、その費用の金額を控除して還付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、乙から契約を解除したい旨の申出があった場合で、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約代金が完納されるまでの間に限り、乙が既に納付した金額の全額を還付することができる。
 - (1) 本件保留地が災害により使用できなくなったとき。
 - (2) 乙が死亡したとき。
 - (3) 契約後に、甲と保留地担保協定を締結している金融機関の審査等により融資が得られず、資金確保が困難となったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、乙の責めに帰すべき事由以外の事由によるとき。
- 4 前3項の規定により還付する金額には、利子を付さない。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協 議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

 甲 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業

 施 行 者 埼 玉 県

 代 表 者 埼玉県知事

 印

住 所

乙 氏 名

D